

社会福祉法人幸田町社会福祉協議会報酬及び費用弁償に関する規則
(平成 1 1 年規則第 2 号)

(目的)

第 1 条 この規則は、社会福祉法人幸田町社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）第 1 0 条及び第 2 5 条の規定に基づき、社会福祉法人幸田町社会福祉協議会の評議員及び役員に対して支給する報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員の報酬)

第 2 条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として日額 6, 0 0 0 円を支給する。

(役員の報酬)

第 3 条 役員（会長及び常務理事を除く。）が、その職務のため、理事会、監査及び評議員会に出席したときは、報酬として日額 6, 0 0 0 円を支給する。

(会長の報酬)

第 4 条 定款第 1 8 条第 2 項に規定する会長の報酬は、日額 6, 0 0 0 円とする。

(常務理事の報酬)

第 5 条 定款 1 8 条第 2 項に規定する常務理事の報酬は、月額 2 8 0, 0 0 0 円とする。ただし、事務局長と兼務する場合には、常務理事の報酬は支給しない。

(報酬の支給方法)

第 6 条 報酬の支給方法は、社会福祉法人幸田町社会福祉協議会就業規則（平成 7 年規則第 5 号）の適用を受ける職員の例による。ただし、報酬の支給日については、会長が定める。

(費用弁償)

第 7 条 評議員及び役員が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項に定める旅費については、社会福祉法人幸田町社会福祉協議会旅費規程（平成 7 年規程第 9 号）による。

(公表)

第 8 条 この規則をもって、社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 5 9 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2 5 年 5 月 2 6 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2 9 年 6 月 1 5 日から施行し、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 2 7 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。